

## ■今月のラインナップ P1~8

- ◎2024年1月1日より、電子取引データの保存義務が本格スタート
- ◎法人の顧問先様 業種別 決算期分布図
- ◎事業計画発表会を開催!!
- ◎2023年の年末調整の変更点は3点
- ◎MyKomon共有フォルダを利用した電子帳簿保存法改正への対応
- ◎省エネ補助金とは?
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

## ■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが  
今月もお客様のためになる  
コラムを連載します。

## ■今月のお客様紹介 P10

- ◎有限会社 若林家具センター ◎もつ煮専門店 王里
- ◎株式会社 marshmallow head party

# かなた くん

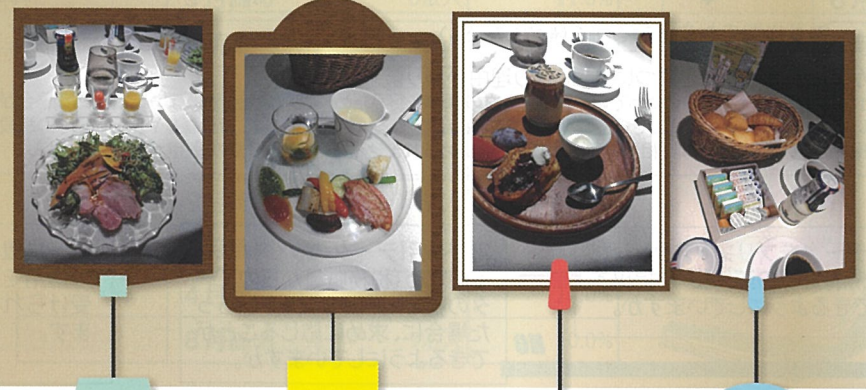


かなた税理士法人 代表社員  
中野 隆二

9月まで暑くて熱くてどうしようもなく、何時になったら涼くなるのでありましょうかと心配していましたが、10月に入っていきなり涼しい、いや涼しいを通り越してむしろ寒いを感じてしまう今日この頃でしたが11月に入りましては皆様いかがお過ごしですか。寒暖差疲労とかよくわからない自立神経の乱れの症状もあるらしく適度な運動、適度の睡眠その他適度の・・・十分ご注意くださいませ。

11月からは弊社の新事業年度開始でありまして、今期も目標を掲げ皆様顧問先様のご要望にお応えできる様々な工夫を考案し提供いたします。中身をちょこっとお伝えしますと、月次試算表の作成や決算書申告書の作成業務等どこの会計事務所でも行っている業務を我々は勝手に“基本業務”と名付けていまして、一方もう少しレベルの高い事業承継関連の税務コンサルや資金繰りコンサル、難解な資産税業務等を“付加価値業務”と命名してこの二つ業務をどのようなバランスでご提供できれば皆様に満足していただけるか・・・こんな感じで討論し合い事業計画書にまとめました。皆様からもこんな事してほしいがございましたら遠慮なく監査担当者申し付けください。

コロナも沈静化?してきました久しぶり4年ぶりに奥さんと近隣に旅行しました。場所はさて置き某ホテルの朝食の写真映りが誠に良かったのでここに載せちゃいます。前菜、メイン、デザートおまけパンですが、ディナーみたいでちょっと良いでしょう。ボリュームありそうですが割と簡単に食べられました。



2023  
11  
November

VOL.17

発行日: 令和5年11月1日  
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人





監査第三事業部  
課長 山田 和男

## 2024年1月1日より、 電子取引データの保存義務が本格スタート

2022年1月から、電子取引データの保存が義務になりました。対象は、すべての事業者。しかし、多くの事業者で準備が間に合わず、猶予措置で本格スタートは2年延期されています。延期期間は2023年12月末まで。準備・対応はできておりますか？

2022年1月1日に施行された改正電子帳簿保存法では、①電子帳簿保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存について定められています。このうち①と②の取組は任意、③のみ義務規定となります。

2024年1月1日以降は、③電子取引データ保存の取組みが必要です。

### どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当するデータを保存する必要があります。
- あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。
- 電子メールで送受信したファイルデータだけでなく、ECサイトやアプリなどの画面上で表示される請求書や納品書なども含まれます。

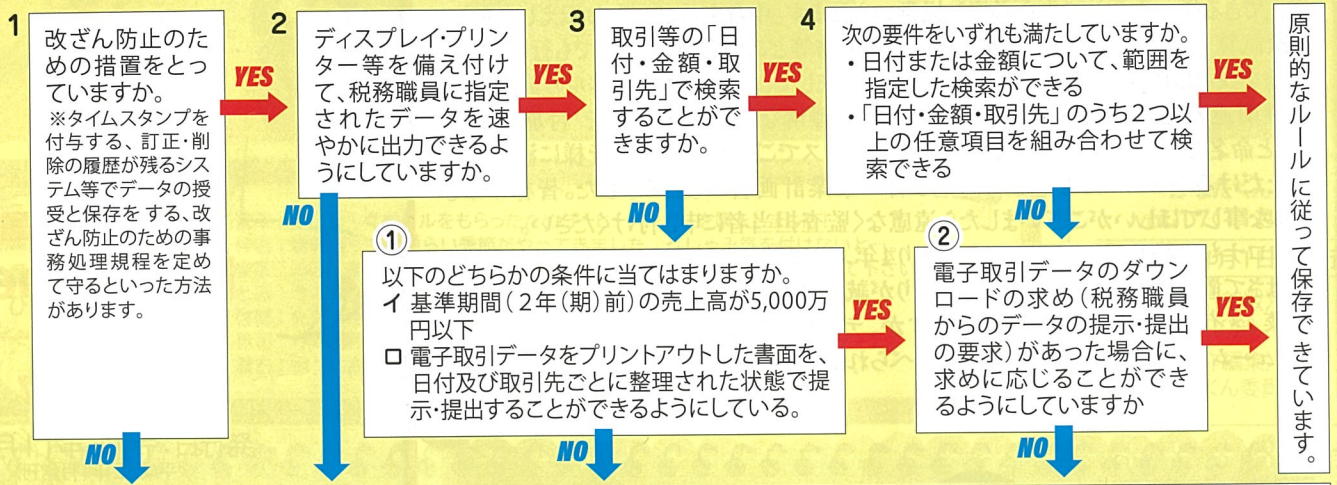
### どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置をとる必要があります。…タイムスタンプを付与等による対策など
- 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。…専用のシステムを導入や規則的なファイル名を付す方法など
- ディスプレイやプリンターを備え付ける必要があります。…データを閲覧・印刷できる状態にする

### 令和5年税制改正にて保存要件等が緩和されました。(令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用)

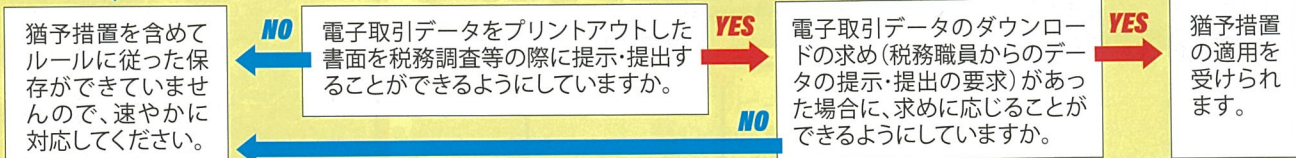
- 「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止
- 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直し
- 新たな猶予措置が整備されました。

### 電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1~4 (①イ・ロを含みます。)の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか(※)。  
※例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。





## 法人の顧問先様 業種別 決算期分布図

※適用額明細書の業種分類を元に、日本標準産業分類の各分類に区分しています

業種分類	締め月												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
A 農業、林業	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
B 漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
D 建設業	1	8	12	3	8	3	6	1	10	3	4	5	64
E 製造業	5	1	9	6	3	5	5	4	6	0	6	1	51
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
G 情報通信業	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	5
H 運輸業、郵便業	0	1	4	2	1	2	1	2	2	0	0	1	16
I 卸売業、小売業	4	11	17	9	7	8	7	9	8	3	2	5	90
J 金融業、保険業	0	0	5	0	0	0	0	1	0	1	0	2	9
K 不動産業、物品賃貸業	2	2	10	3	9	13	7	4	12	4	2	14	82
L 学術研究、専門・技術サービス業	2	8	4	0	1	3	3	2	5	0	2	1	31
M 宿泊業、飲食サービス業	2	1	5	2	4	1	2	3	3	2	2	4	31
N 生活関連サービス業、娯楽業	0	0	2	4	2	1	3	0	0	0	0	3	15
O 教育、学習支援業	0	0	2	0	1	1	0	0	0	2	0	0	6
P 医療、福祉	0	4	9	3	2	6	11	6	4	3	3	2	53
Q 複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R サービス業(他に分類されないもの)	0	1	12	0	2	2	1	3	2	3	0	2	28
S 公務	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
T 分類不能の産業	0	2	4	1	0	1	0	0	4	0	1	0	13
合計	16	40	98	33	41	49	47	36	58	21	22	40	501

### 母数の多い業種 トップ3 まとめてみました!!

建設業		全法人数	64法人
締め月集計		法人数	比率
1位	3月締め	12法人	18.8%
2位	9月締め	10法人	15.6%
3位	2月締め	8法人	12.5%
3位タイ	5月締め	8法人	12.5%

不動産業、物品賃貸業		全法人数	82法人
締め月集計		法人数	比率
1位	12月締め	14法人	17.1%
2位	6月締め	13法人	15.9%
3位	9月締め	12法人	14.6%

製造業		全法人数	51法人
締め月集計		法人数	比率
1位	3月締め	9法人	17.6%
2位	4月締め	6法人	11.8%
2位タイ	9月締め	6法人	11.8%
2位タイ	11月締め	6法人	11.8%

医療、福祉		全法人数	53法人
締め月集計		法人数	比率
1位	7月締め	11法人	20.8%
2位	3月締め	9法人	11.0%
3位	6月締め	6法人	7.3%
3位タイ	8月締め	6法人	7.3%

卸売業、小売業		全法人数	90法人
締め月集計		法人数	比率
1位	3月締め	17法人	18.9%
2位	2月締め	11法人	12.2%
3位	4月締め	9法人	10.0%
3位タイ	8月締め	9法人	10.0%



かなた税理士法人グループ

# 事業計画発表会を開催!!



加藤代表



高橋代表



中野先生

令和5年11月1日、ホテルグランビュー高崎にて事業計画発表会が開催されました。

矢中事務所、問屋町事務所の社員が一堂に集まり、新目標に向かって一致団結できた有意義な発表会となりました。

加藤代表、高橋代表から前期の総括や今後の経営ビジョンについて、語って頂きました。

続いて、各部長、問屋町事務所、高崎総合コンサルタンツ、エフピーエスから前期の活動結果と今期の新計画や戦略マップが発表されました。

また、各委員会の委員長からも年間活動の成果発表もありました。

最後には感染対策を行ったうえで、社員同士の交流会も開催され親交を深めることもでき、充実した発表会だったと思います。

これからもかなた税理士法人として、グループ全体で顧問先様をサポートしていきたいと思っておりますので、引き続きご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。







監査第一事業部 加藤部長



監査第二事業部 清家部長



監査第三事業部 南里部長



資産税部 伊藤部長代理



大宮支店 町田先生



財務コンサル部 相澤



業務管理部 森平課長



(株)高崎コンサルタンツ 萩原部長



(株)エフピーエス 引田社長





# 2023年の年末調整の変更点は

# 3点

年末調整の時期がやってきました、令和5年分の年末調整の変更点の3点を確認していきます。

## 変更点①

### 令和4年居住開始の住宅ローン控除

住宅ローン控除区分の追加・変更は、令和4年税制改正によるものです。しかし、住宅取得した初年度は確定申告をするため、年末調整にかかわるのは令和5年からとなります。令和4年居住開始の住宅ローン控除は、旧制度と新制度いずれかの適用となります。新旧の適用誤りにご注意ください。

#### ○住宅ローン控除の主な新旧比較(令和4年居住開始)

新築/一般住宅	旧制度(特別特例取得)	新制度
借入限度額	4,000万円	3,000万円
控除率	当初10年…1% 11~13年…最高1%	0.7%
合計所得金額要件	3,000万円以下※	2,000万円以下※

(※)床面積40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満の場合は、1,000万円以下

## 変更点②

### 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和2年税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲変更が、令和5年から適用されます。扶養控除の対象となる扶養親族の範囲が、「16歳以上の非居住者」のうち、「30歳から69歳までの非居住者」が除外されました。事業者は、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)にチェックがされた次の項目別に書類を確認ください。

#### ○チェック項目別 確認時期ごとの必要書類

マル扶のチェック項目	マル扶受領時	年末調整実施時
16歳以上30歳未満 又は70歳以上	親族関係書類	送金関係書類
留学	親族関係書類及び 留学ビザ等書類	送金関係書類
障害者	親族関係書類	送金関係書類
38万円以上の支払	親族関係書類	38万円以上の 送金関係書類

## 変更点③

### 退職手当を有する配偶者・扶養親族欄の追加

令和5年提出の扶養控除申告書から「住民税に関する事項」に退職手当を有する配偶者・扶養親族の欄が追加されました。退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄が追加となった背景は、所得税扶養の所得要件には退職金を含む一方で、住民税扶養の所得要件には含めないという扱いになっていることがあげられます。

#### ○住民税に関する事項

(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなただけの扶養	生年月日	住所又は居所	控除対象外国に居住する期間(控除対象期間)	令和5年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和5年分の所得の見積額」欄には、退職金等の収入を記載します。
	1	2	3	4	5	6	7	8	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなただけの扶養	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する場合はチェックしてください)	令和5年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	詳細又はのり残
				男大歳 平全		<input type="checkbox"/> 既婚者 <input type="checkbox"/> 既婚者又は既婚者以上 <input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 既婚者 <input type="checkbox"/> 既婚者以上の親族	円	円	<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3

上記、変更点の詳しい内容や年末調整については、お気軽にお問い合わせください。



# 令和6年1月1日より電子取引は電子での 保管が義務付けられます ご興味がある方は担当者へご連絡ください

MyKomon 2021年12月9日版

## MyKomon共有フォルダを利用した 電子帳簿保存法改正への対応

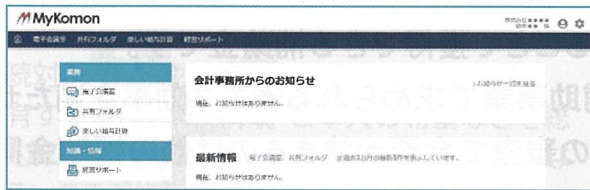
平素よりお世話になっております。弊事務所では、2022年1月の電子帳簿保存法改正に伴い、「共有フォルダ」のご提供を開始いたします。

### 共有フォルダとは…

MyKomon上でデータファイルの受け渡しができる機能です

- ・セキュリティが高く、メールのように誤送信の心配がありません
- ・クラウドなのでバックアップも安心です

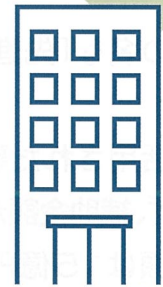
※情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証取得済のデータセンターに保管されます



### 電子帳簿保存フォルダ

2022年1月からの電子帳簿保存法改正に対応したフォルダです

- ・ファイルの訂正削除ができないシステムです
- ・取引年月日、取引金額、取引先名で検索が可能です
- ・フォルダの階層化でデータファイルの整理ができます



するとともに  
取引金額、  
録を行います

はできませんが、  
編集可能です

ファイル追加

閲覧者  一審太郎

タイトル

ファイル  ファイル選択 選択されていません  
※500まで  
※電子帳簿保存フォルダでは一度に添付できる個数は1個です。

電子帳簿保存用  
取引年月日  年/月/日

取引金額  円

取引先名

説明

メール通知  通知する  通知しない

### フォルダ内の検索

法律要件である取引年月日、取引金額、取引先名で検索が可能です  
また、取引年月日・取引金額は範囲指定による検索もできます。

取引年月日  年/月/日

取引金額  円

取引先名

検索

取引年月日	取引先名	取引金額	ファイル名	フォルダ	サイズ
2022/00/00	株式会社山田工業	55,000	請求書202000001.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	株式会社伊藤商事	66,000	請求書202000002.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	有限会社井上サイロ	33,000	請求書202000003.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	株式会社山田工業	55,000	請求書202000001.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	株式会社伊藤商事	66,000	請求書202000002.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	有限会社井上サイロ	33,000	請求書202000003.pdf	3.請求書	31KB

### 料金について

- ・1GBまで50円(税別)(当面無料)
  - ・1GBを超えた場合、1GBにつき50円/月(税別)
- <参考>通常のPDFファイル(100KB程度)であれば2GBで20,000ファイルの保存が可能です

【お問合せ先】 かなた税理士法人 TEL : 027-347-0933





## 省エネ補助金とは？

かなた君をご愛読の皆様、こんにちは。

かなた税理士法人グループ 株式会社高崎総合コンサルタンツ萩原です。

この号が発行される頃にはすでに公募期間が終了してしまっているのですが、おそらく今後ともこの補助金制度は継続するだろうという読みの元、ご案内いたします。

その名も「先進的省エネルギー投資促進支援事業」、通称「省エネ補助金」です。

ご活用された事業者様もあろうかと思いますが、この補助金、実はねらい目の補助金です。

まず、補助金額が大きい。補助率は申請類型によって異なりますが最大2/3の補助率で、補助金の上限金額は15億円(下限100万円)です。

巷でよく聞く「ものづくり補助金」や「再構築補助金」では新規設備の取得が原則、設備の入れ替えは認められませんが、省エネ補助金はリプレイス(入れ替え)が基本です。老朽化した設備を省エネ性能の向上した設備と入れ替えることで獲得できる補助金です。

対象設備に制限がかかることもありますが、補助事業で求められる省エネ効率を満たせば申請が可能です(設備入れ替えに伴う事業計画の審査で合否が決まるのは他の補助金同様です)。

ただ、難点もあります。

まず、エネルギー消費量の見える化です。現状どのくらいの消費があつて、入れ替え後どうなるのか。緻密な計算が求められます。そして、緻密さといえば申請書類の作成。jGrants(J Grants) 隆盛のこの時代ですが、ペーパーです。指定の方法でファイリングをしなければならず、控えめに言って「やや面倒」です。

省エネ設備の入れ替えをお考えの際は一度SII(環境共創イニシアチブ)のHPを検索してみてください。

A green banner with the word "ecology" written in white lowercase letters.

株式会社高崎総合コンサルタンツ  
コンサルティング事業部  
事業部長 萩原義昭



# 相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

## 1.相続対策の3本柱で最適なプランを 提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

### 相続対策の3本柱

分ける

財産分割を  
スムーズにする

納める

納税を  
スムーズにする

下げる

相続評価を  
下げる



所有資産に対する現状分析  
(現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

## 2.会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとって最適な事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者  
問題

会社支配権  
の問題



会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせていただきます!



# 今月のコラム



かなた税理士法人

## 債務超過時の金融機関との対応について

債務超過とは、「資産<負債」で負債が資産を超過しており、資産をすべて資金化したとしても負債が残ってしまう状態です。ただし、債務超過だからといって、即倒産ということでもありませんが、今までの赤字が累積してきていることなので、資金繰りも厳しいと思われます。金融機関から、融資が受けられなくなるということはありませんが、受けにくくなることは間違いありません。金融機関も融資には慎重になります。

では、何をすれば良いかということですが、今後どのように事業を改善させていくのか、資金繰りはどのように推移していくのか、その結果、債務超過の解消には何年かかるのかということをも明記した事業計画書の策定が必須になり、金融機関に対して説明します。

今は債務超過の状態だが、将来・未来に向けて改善していく姿勢と事業計画書で目標数値の根拠を示すことによって、金融機関も融資に対する方針も変わってくると思います。

まずは、自社の過去を振り返り、現状の把握、外部環境の把握（市場・取引先等）を行い、未来の経営戦略を考えるこ

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社  
高崎総合コンサルタツ

## 「ぐんじけん」のご案内

SNSをはじめとするデジタルプラットフォームの発展により、誰でも簡単にネット上で情報交換を行うことが可能になりました。特にオンラインイベントやソーシャルメディアは、経営者にとって重要なコミュニケーションツールとなっており、業界の最新動向や成功事例を共有するために活用されているケースもあります。そんな中、(株)高崎総合コンサルタツではネット上ではなく、実際に集まって、新しい知識の獲得や、経営者同士の交流による情報交換の場として「ぐんじけん」を毎月開催しております。2023年に取り上げたテーマは以下の通りです。

1月「本能のマーケティング」、2月「～中止～」、3月「ChatGPT」、4月「賃金の話」、5月「運を科学する①」、6月「運を科学する②」

事業経営者向けのセミナーやサロンは数多くありますが、「ぐんじけん」は参加者の御意見・御提案を取り入れながら進める「参加型のセミナー」です。経営者が集まるセミナーと聞くと敷居が高く感じるかもしれませんが、「ぐんじけん」ではどなたでも気軽に【経営に関すること・時流の情報・他業種経営者との交流】を図ることが出来ます。「ちょっと気になるな…」と思った方は、遠慮なくお問い合わせください。お待ちしております！

株式会社 高崎総合コンサルタツ 中林 大樹

株式会社  
エフピーエス

## 死亡保険の受取人について

今回は多くの方がご加入頂いている死亡保険についての注意事項をご案内させていただきます。

死亡保険なので、被保険者様が亡くなってしまった時に保険金をお支払いするといった内容ですが、皆さんはご自身がご加入されている保険金の受取人がどなたに設定されているかご存じでしょうか？

一般的な保険契約は①契約者②被保険者③保険金受取人です。

③の保険金受取人は配偶者、子供などの名前を指定しますが、受取人が個人名で指定されておらず、法定相続人となっている契約があります。

この場合、相続が発生（被保険者の死亡）すると保険金受取が複雑になります。

法定相続人を確定したり、法定相続人全員分の公的書類が必要となります。

この機会にご自身の保険の受取人をご確認してみたいかがでしょうか。

株式会社 エフピーエス 小杉 宗大



お客様

# 耳より!! 情報



## 有限会社 若林家具センター



オープンしてから54年、地域密着型のインテリアショップです。

1点ものから大手にないデザイン性のある家具まで、幅広く揃えております。

販売から配送、アフターサポートまですべてを自社スタッフで行うことで販売価格としてお客様に還元できるよう努めております。

また法人様向けの家具のレンタル事業も行っております。

住所：群馬県前橋市東善町157

電話：027-289-4400

営業時間：9：30～18：30 定休日：無休

豚もつは群馬県産の素材にこだわり抜いた王里の料理。鮮度、味、ボリューム「お客様の満足」をお約束致します。定番メニューの他にも様々なもつ煮料理をご提供。

麻婆モツ飯  
もつ煮カレーうどん  
焼きもつ丼  
もつ煮担々麺  
等々

もちろんもつ煮のテイクアウトも承ります。長期保存可能なレトルトもつ煮カレーも大人気!

もつ煮専門店



お問い合わせ：027-289-3757  
営業時間：11：00～14：00  
日曜・祝祭日定休

もつ煮専門店 王里  
〒371-0131  
群馬県前橋市鳥取町七六六-52



上州名物「もつ煮」を軸とした  
当店自慢の定番人気メニュー。

豚もつラーメン



もつ煮定食

もつ煮カレー

上州名物

# もつ煮

専門店

## トレンドからベーシックまで、 毎日を楽しむ大人のための セレクトショップ。

前橋市の川原町にあるセレクトショップ「Planet 3rd」。突如現れる、真っ白い建物が目印です。「大人の女性の毎日、ファッションを通して豊かにしたい」というコンセプトのもとにセレクトされたファッションアイテムたちが並んでいます。

人気ブランドTODAYFUL・Hella・AGAWD など、県内唯一の取り扱いブランドも多い。

アパレル系はもちろんのこと、アクセサリーやギフト、インテリアなども充実。

代官山 Lif's とのコラボなど、イベントも定期的に行っているため Instagram をご覧下さい。

Instagram: @planet\_3rd



株式会社 marshmallow head party

SHOP：Planet 3rd  
群馬県前橋市川原町 1-47-11 2F  
027-289-5249





税理士 佐藤 俊彦

この度、令和5年9月26日付で税理士登録を致しました、佐藤俊彦と申します。関与先の皆様には日頃より大変お世話になっております。今後ともよろしくお願い致します。

初めましての方も多くいらっしゃるかと思いますので、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、合同会計時代の平成21年4月の新卒入社で、現在15年目になります。出身は群馬県内ではなく、東北地方の秋田県横手市というところで、豪雪地帯とよばれる場所がかまくらと焼きそばが有名なところです。学生時代は新潟県で過ごし、就職活動のときになって考えたときに、税理士という職を目指すようになり、ある程度規模の大きな関東圏の会計事務所に就職したいという希望があって、かなた税理士法人与縁が結ばれました。

本格的に税理士試験を受験しはじめてから約10年、仕事をしながらの勉強はやはり大変なものでしたが、ようやく資格を取ることができました。加藤先生、中野先生をはじめ、家族、同僚、上司部下、応援して下さいった担当先の方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。税理士としてはまだスタートしたばかりですので、今後はより一層精進して皆様に恩返しするとともに、税に携わる者として社会貢献できるよう努めていく所存です。改めましてよろしくお願い致します。



### 編集後記

委員会メンバーのひとりごと!?

- 伊勢崎晋平：前父から電動ミルをもらったためコーヒーメーカーを購入しました!
- 松橋 伸吉：腰痛持ちにはつらい季節がやってきました。くしゃみ気をつけないと…
- 佐藤 俊彦：追伸：実家の和菓子屋「露月堂（ろげつどう）」をぜひ検索してみてください!
- 相良ことみ：今年の反省を行い、来年改善していきたいです!
- 酒井 啓輔：先ヨミが出来なくなって困っています
- 今井 晃司：今年も残りわずかになりました。皆さん【アレ】はできましたか?
- 相澤 義宏：徐々に空気が澄んできたように見え、季節の移ろいを感じています。

かなたくん  
vol.17(11月号)

令和5年11月1日 発行

〈発行部数〉  
600部

〈製作編集〉  
かなたくん委員会

## かなた税理士法人グループ

**かなた税理士法人** ■本社矢中事務所  
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245  
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

**かなた税理士法人** ■問屋町事務所  
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル  
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591  
URL <https://takahashi.co.jp/>

**かなた税理士法人** ■大宮支店  
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514  
押田ビル2F  
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社  
**高崎総合コンサルタツ**  
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社  
**エフピーエス**  
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階  
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892